

## むつ市議会第223回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成27年3月11日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）15番 中村正志 議員

（2）6番 目時睦男 議員

（3）25番 白井二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

2番	横垣成年	3番	工藤孝夫
4番	佐々木肇	5番	川下八十美
6番	目時睦男	7番	村川壽司
8番	佐賀英生	9番	東健而
10番	石田勝弘	11番	富岡幸夫
12番	斉藤孝昭	13番	濱田栄子
14番	浅利竹二郎	15番	中村正志
16番	半田義秋	18番	大瀧次男
19番	富岡修	20番	佐々木隆徳
21番	上路徳昭	22番	鎌田ちよ子
23番	菊池光弘	24番	岡崎健吾
25番	白井二郎	26番	山本留義

欠席議員（1人）

17番	村中徹也
-----	------

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	新谷加水
教育長	遠島進	公営企業者 管理委員会 選挙管理員	遠藤雪夫
代監査委員	阿部昇	総務政策部	畑中政勝
農委員会 委員長	立花順一	民生部長	伊藤道郎
財務部長	石野了	経済部長	松尾秀一
保健福祉部	花山俊春	下水道長	浜田一之
建設部長	鏡谷晃	大畑庁舎長	酒井嘉政
川内庁舎長	松本大志	会管総政理出 納室	畑中恒治
協野沢 庁舎所長	白尾芳春	計者務部 事務局長	鹿内徹
選挙管理 委員会 事務局長	館健二	農委 事務局 委員長	工藤初男

教育部長	古川俊子	業務課	企業長	齊藤鐘司
総政推進	高橋	策理課	総政副総務課	川西伸二
総政副企画	光野	策理課	財政推進	柳谷孝志
財務課	氏家	課長	財務課	赤坂吉千代
民生推進	畑中	策理課	保福政推介課	井田敦子
保福副児童	掛端	策理課	選挙管理員	杉山重行
総政秘書	野藤	策理課	総政防課	須藤勝広
財務課	村田	課長	財務課	工藤淳一
財務課	松山	課長	保福介福課	千代谷賀士子
監査委員	伊藤	局長	総政総主	中村智郎
総政総主	杉澤	課長	総政企調主	斉藤洋一
財務課	吉田	課長	保福介福主	高松英浩
総政総主	栗橋	課長	保福介福主	菊池

總政  
總主  
策務  
務部  
課事

小 島 勝

事務局職員出席者

事務局長	柳 田	論	次	長	濱	田	賢	一
總括主幹	佐 藤	孝 悅	主	幹	小	林	睦	子
主任主査	村 口	一 也	主	事	山	本		翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

議事に入る前に、平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災からきょうで丸4年となりますことから、犠牲となられました方々をむつ市議会として追悼するため、黙祷をささげたいと思います。

また、傍聴においでの皆様におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷）

○議長（山本留義） 黙祷を終わります。

ご着席願います。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 次に、本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、中村正志議員、目時睦男議員、白井二郎議員の一般質問を行います。

## ◎中村正志議員

○議長（山本留義） まず、中村正志議員の登壇を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） おはようございます。自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第223回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

まだ4年なのか、もう4年なのか、日本国民一人一人の思いはそれぞれでありましょう。しかしながら、故郷に戻りたくても戻れない現実があります。立場とか境遇が違っていても、人は人の気持ちをわかろうとすることはできます。被災者の気持ちを完璧に理解できなくとも、理解しようと努力することが大切であると思います。私たちは、被災者の気持ちに寄り添うことを決して忘れてはなりません。震災から4年。緊急支援から中長期的な施策への転換が必要であります。被災地域は、補助金頼みから自立への道を歩み出さなければなりません。

今世界的に話題となっているフランスの経済学者トマ・ピケティ氏が1月末に来日しました。いろいろな報道がされる中、私が興味を持ったのが、東京大学本郷キャンパスで行われた講演会であります。その質疑応答の中で、工学部2年生の男子学生が次のように聞いています。「あなたが教えているパリ経済学校の学生も、僕たち東大生も、親が裕福なんです。だから、いい学校に行けたし、将来も金持ちになると思う。ピケティ教授は、富裕層への累進課税を唱えていますが、僕たちはどう受けとめればいいのでしょうか」、東大生の大胆な質問に、場内は沸いたそうです。男子学生は、恵まれた環境で何不自由なく育ったおのれを心の

どこかで恥じる気持ちがあったのかもしれませんが。これに対し、ピケティ教授は、彼の心情を酌み取ったように、次のように答えました。「親は選べませんよ。家が貧しくても金持ちでも何ら恥じることはない。出自に関係なく、いかに将来世界に貢献できるかということが大切なんです。ただ、格差によって教育の機会が阻まれてしまうのはいただけない。それが次なる格差を生むことになり、悪循環が繰り返される。民主主義なのですから、我々一人一人が平等な社会を目指して動き出せば変わるはずですよ」。この記事を見たとき、元来ミーハーな私ですので、ドラッカーのときと同じように、「21世紀の資本」が読みたくなり、本屋さんに行きましたが、手にとったその本は、日本語版であります。分厚く、専門用語が数多くちりばめられた大書でありました。したがって、購入を断念しました。そして、最近薄くてわかりやすい要約版の解説本を購入いたしました。それによると、財産の成長率は労働によって得られる賃金の成長率を上回るの、持てる者はより豊かに、持たざる者はより貧しくなる状況が続く、21世紀は相続によって格差がさらに肥大していくとの内容であります。また、日本は典型的な格差社会であるとも話しています。今我々が真剣に取り組もうとしている地方創生にも通ずる面があると感じております。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、まち・ひと・しごとむつ市総合戦略（成長戦略）の策定についてであります。これにつきましては、多くの議員が質問をしておりますので、前段を省略して端的に質問をさせていただきます。

1 点目、総合戦略策定の意義、目的は何か。

2 点目、むつ市（地方自治体）にとっての成長とは何か。

3 点目、むつ市にとっての戦略資産は何か。

4 点目、成長のために、むつ市が行う投資とは

何か。

5 点目、総合戦略によってむつ市が本当に欲しいもの、成果は何か。

以上、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、公共施設等総合管理計画の策定についてであります。これについては、むつ市議会第214回定例会で公共施設白書、公共施設マネジメントという形で質問をさせていただいております。

昨年総務大臣通知により、各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請されました。これを受けて、ごく一部の自治体を除いてむつ市を含めた大半の自治体が計画を策定することとし、そのほとんどが平成28年度までに策定予定となっております。これには、成長型の時代の終えんに伴って、これまでの拡大、施設やサービスの量的な増加を目指してきた行政の仕組みが根本から変わり、限りある資源の効果的、効率的な投入が行われているかどうかが重要になってきたという背景があると考えます。今後同時多発的に公共施設の更新、再配置を進めるための財源の確保ができないことは明白であります。だからこそ、総合管理計画が必要であります。

そこでお尋ねをいたします。

1 点目、総合管理計画の策定の意義、目的は何か。

2 点目、計画策定の進捗状況はどうか。

3 点目、計画策定に当たり、困難な点は何か。

4 点目、これまでの施設管理は、どのように行われていたか。

5 点目、固定資産台帳の整備はどうなっているか。

以上、お尋ねをいたします。

今定例会初日、宮下市長の施政方針をお聞きいたしました。これまでとは違った簡潔な施政方針でありましたが、市長の思いが伝わるいい施政方針

針だと私は感じました。前市長には、施政方針がつまらないと言ったこともありましたが、むつ市が変わる新しい風が吹いているとも感じております。宮下宗一郎市長の少し前のめり過ぎる姿勢がむつ市にいい影響を及ぼしているのだと思います。そのせいか、むつ市の話題が、宮下市長の動向がよく報道されていると感じるのは私だけでしょうか。

そういえば、太らないことが市長のこししの目標との報道もありました。市長、私はもう少し太ってもいいと思います。私が言うのもおかしい話ですが。市長、私がなぜ太っているかわかりますか。それは、「むつ市の食べ物がおいし過ぎて、つい食べて過ぎてしまうんです」と言うために太っています。冗談です。健康マイレージ、頑張ります。

今むつ市では、いろいろな計画やらビジョンを策定することになっています。余りに多過ぎて、策定することにエネルギーを使い果たしてしまうのではないかと心配しています。計画のための計画になってしまったら本末転倒であります。そうならないために、このたびはそのうちの2つについて質問いたしました。

以上、壇上より1回目の質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。中村議員のご質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごとむつ市総合戦略の策定に関するご質問につきましては、大瀧議員、斉藤議員、菊池議員、工藤議員、東議員、浅利議員に対する答弁と一部重複する部分もありますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、1点目の戦略策定の意義、目的についてですが、総合戦略策定の目的は、まち・ひと・しごと創生法の目的に照らせば、住みやすい

環境を確保しながら、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためということになります。人口減少に立ち向かっていくという自治体の本気度を示し、我々が生き残っていくための処方箋を示すことに意義があるものと考えております。

地方創生に関する自治体首長アンケートの中に、自らの自治体が将来単独では立ち行かなくなり、消滅しかねないとの危機感を抱いていますかという質問がありました。私は、強く危機感を抱いているという選択肢を選びましたが、全国のおよそ3割の自治体は、消滅という言葉に懐疑的であるという結果が出されております。現状としては、自治体間の競争の火ぶたが切って落とされたという覚悟を持ち、私や職員はもちろんのこと、多くの方々のアイデアを結集してこのチャンスを生かしていかなければなりません。

次に、自治体にとっての成長とは何かについてであります。自治体が成長するとは、地方創生に照らせば雇用の創出、地方への人の流れ、結婚、出産、子育て環境の整備、時代に合った地域づくりという国の総合戦略が示す4つの基本目標を実現していく過程であると言えますが、これらの基本目標に沿った環境を整備していく中で、住民の誰もが自分たちが住むまちへ誇りを持ち、胸を張ってその魅力を語るができるようになることが自治体にとっての真の成長であると考えております。したがって、むつ市版総合戦略の策定に際しては、国の基本方針を踏まえながら、むつ市としての基本方針をしっかりと定め、具体の施策等を検討してまいりたいと考えております。

次に、むつ市にとっての戦略資産は何かのご質問であります。戦略資産を総合戦略により施策として打ち出していくための素材と捉えれば、水産業を初めとした1次産業や観光資源、エネルギー資源やジオパーク的資源などが柱となるべきも

のであると認識しておりますし、これらの素材にしっかりとストーリー性を持たせながら活用していく必要もあると考えております。そのためには、発想も大切な要素でありますので、議会や行政を初め市民の皆様や民間事業者の方々の知恵、すなわちそこに住む人々もまたむつ市にとっての戦略資産であると考えております。

次に、成長のためにむつ市が行う投資は何かとのご質問であります。行政が行うさまざまな施策が市民の皆様福祉向上と事業者の方々の経済活動の呼び水となり、さらにはこの一助となることが行政による投資の理想であると考えます。

市は、これまで食の分野においては農林水産資源の付加価値を高め、取引価格の向上につなげる研究を弘前大学食料科学研究所との連携により促進してきております。また、農林畜水産業の持続的発展に向け、クラウドファンディングを活用した商品開発、販路開拓、6次産業化等を支援する業務推進協定を株式会社みちのく銀行と締結し、第1号として有限会社サンマモル・ワイナリーのファンドが募集開始となったところであります。このように民間の事業者、事業従事者の方々が行う事業を支援する施策を展開し、頑張っている方々を徹底して支援していきたい。我々行政が事業を行うのではなく、このむつ市というフィールドで頑張っている人々を支援していきたいと考えております。

なお、このたびの地方創生は、戦略の進捗を成果指標を原則とした客観的指標で検証し、改善する仕組みとしてPDCAサイクルを取り入れていますので、施策実施後の効果検証を行い、しっかりとサポートしていくものであります。

次に、総合戦略によってむつ市が本当に欲しいものは何かとのご質問であります。地方版総合戦略には、前段で申し上げたとおり、重要業績評価指標、いわゆる各施策の実施による効果の設定が

求められており、この達成を通じて戦略に書き込まれた分野でのむつ市の成長、発展を図ることとなります。抽象的な言い方になりますが、ここでも「希望のまち・むつ市」を実現したい、そのように考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、計画策定の意義、目的は何かということですが、端的に言えば、厳しい財政状況が続く中で公共施設の老朽化問題への計画的アプローチということだと認識しております。我が国は、昭和30年代からの高度成長期に集中的に社会資本が整備されましたが、半世紀がたとうとしている現在、公共施設の老朽化問題が顕著になってきております。そのことを強く印象づけたものの一つが、平成24年に中央自動車道で行った笹子トンネル天井板崩落事故であります。国は、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方公共団体に対しては、平成26年4月、公共施設等総合管理計画を策定するよう要請を行ったところであります。

この公共施設等総合管理計画は、地方公共団体が所要する公共施設等の全体の状況を把握し、地方公共団体の現況及び将来の見通しを踏まえつつ、公共施設等の管理に関する基本的な方針を定める計画でありまして、当市においては昨年5月、庁内にワーキンググループを組織し、本格的な検討を開始したところであります。

ご質問の2点目、策定の進捗状況はどうかということですが、ワーキンググループでは、公共施設等の現状把握を第一義に、データの収集、分析を行い、公共施設の中でも特に箱物と言われる公共建築物を対象に検討を進めてまいります。

当市の公共建築物は、小・中学校12校、約1万8,400平方メートル、市営住宅71棟、約5,400平方メートル等既に役割を終え解体を予定している施



設を除いても317施設、882棟、延べ床面積で約33万平方メートルあり、これらを全てこれからも維持していくと仮定し、総務省が提供しております更新費用ソフトを用いて試算いたしますと、その更新費用は、今後40年間では総額1,322億円、年平均で約33億円を要するとの結果が得られております。

ご質問の3点目、策定に当たり困難な点は何かということにつきましては、ご質問の4点目、これまでの各施設管理はどのように行われていたかとも関連いたしますが、現状公共施設はそれぞれの所管部署が管理しており、利用状況や老朽化の度合いなどを一元的に把握することが難しいといった面があります。このような公共施設全体を俯瞰した計画を策定する場合、市役所全体の横の連携が重要であり、さらに言えば、中心的に担う部署の存在は不可欠との認識のもと、来年度からは管財課内に施設経営室の設置を予定しており、これを一元的かつ通常業務として行う組織的な体制強化を図ることとしております。

この施設経営室においては、施設の所管部署との連携を深めつつ、道路、橋りょうなどインフラ資産も含めた公共施設等に関する情報の一元化を図り、全庁的な合意形成を図りながら、議会はもちろんのこと、市民の皆様のご理解を得て、平成28年度をめぐりに公共施設等総合管理計画を策定し、むつ市としてのファシリティマネジメントを実現していきたいと考えております。

ご質問の5点目、固定資産台帳の整備はどうなっているかについてであります。ことし1月、国は平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類等を作成するよう要請したところであり、固定資産台帳を整備することによって、施設別にそのトータルコストの分析ができるようになると言われており、公共施設等に

関するマネジメントに役立つものと考えられることから、公共施設等総合管理計画の策定と並行し、固定資産台帳についても整備をしていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ありがとうございます。議論を深めるために、本心ではないこともお話しすると思いますが、市長、ご理解いただきたいと思っております。

まずは、総合戦略につきまして、最初に理念的なところからちょっと再質問させていただきたいと思っております。地方創生は地方の自立を目標としております。しかしながら、地方の自立が叫ばれたのは、これは最近のことではありません。先日の工藤議員の質疑の中でもありましたが、昭和37年、均衡ある国土の発展をテーマに第1次全総が策定されております。その基本的課題の中に、都市の肥大化の防止と地域格差の是正が盛り込まれておりました。つまりは、我が国は半世紀にわたって地域格差の問題に取り組んできているという現実があるわけです。地方の活性化で言うと、1次産業がよく取り上げられますが、思い出してみてもいいのですが、小学校の高学年の社会の授業で習った農業や漁業の状況や課題については、現在も何一つ変わっていないように感じています。私で言うと35年くらい前でしょうか、市長だと25年くらい前。恐らく市長も社会の授業で同様なことを習ったのではないかなというふうに思っています。

このような点から見ても、なぜこれまでできなかったのか、あるいはどこに問題があったのか。根本的には、その対策や方法に問題があったのではないか、あるいはそもそも地方の活性化というのは不可能なことなのか。そのどちらかではないかなと私は考えてしまいます。もしもそもそも不可

能なことであるとするならば、我々はこれまで非常に無駄なことをしてきたこととなります。しかしながら、私たちはそうだとは思っていませんし、私は必ずできると信じております。だとすれば、やはりやり方、取り組みに問題があったのではないかなと私は思いますが、市長はどのように分析をされておりますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

なかなか質問が絞られていないような気がしますので、何点かお答えもしづらい部分があるのですが、この地域の活性化、不可能な命題なのではないかということでもあります。冒頭先ほど中村議員がおっしゃっていただいた全総、これ国土の均衡ある発展ということで始まりました。ところが、私が国土交通省の門をたたいたとき、これは国土計画局というところで全総をやっている部局に行きましたが、もうそのときは既に国土の均衡ある発展から個性ある地域の発展だというふうなことで、地域の自立を促すような形に考え方が変容していったということでもあります。

ただ、一方そういった中でも、国があえてやってきた政策というのは、まずさまざまな地方の意見を聞いたうえで、モデルとなるような施策をつくって、それに対して地方が手を挙げて財政的支援、あるいは情報の支援、人的な支援を受けながらやっていくという仕組みだったような気がします。そういった意味で、本当の自立を促すというような形での政策というのがこれまで行われてきたかという、私は少し疑問が残る部分がある。

ただ、一方で今回の地方創生というのは、これまさに地方がフリーハンドで我々がやりたいことをやってくれというお話であります。まさにこれこそ我々自身が自分の地元のことを考えて自立した形をつくっていく一番最初のきっかけになるのではないかというふうに考えています。そういう

意味においても、この地方の活性化が不可能な命題ではないかということでもありますけれども、そういうことは私は考えておらず、まず我々自身がしっかりと自立をしていくということを考えるということがその自立の第一歩につながるというふうに考えています。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今回の地方創生、そういう意味では本当にチャンスなのだろうと思います。私が考えるには、これまでなかなかうまくいかなかった理由には2つあるのかなというふうに思っています。

1つは、最後には国が何とかしてくれるだろうという依存体質とでも言うのでしょうか。これまで延々と繰り返されてきた国や県の補助金に頼ってきたサイクルをやはりどこかで断ち切らないと本当の意味での地方創生は実現されないのではないかなというふうに考えます。地方自治と言いながら、地方自治体が自由に使うことのできる予算規模は本当に小さいものであります。国や県の補助メニューによらないとできない、そんな事業が投資的事業の大半を占めております。自治体としては、毎年出てくる国や県の補助メニューを見ながら予算を編成する作業に追われてしまう、補助金をとってきてから事業を組み立てるという習慣がしみついている地方自治体がほとんどなのではないかなというふうに思っております。

もう一つの大きな理由として私が考えるのは、行政がそもそも利益を考慮していないという点にあるのではないかなというふうに思っています。地方自治体において利益を出すものは民間事業者のことを指しますが、行政は利益を追求すべきでないと考えられている以上、それはある程度いたし方ないことだと私は思いますが、行政が利益を追求すべきではないことと、行政が利益を考慮しないことは全く別物なのだろうと思います。そ

こには、民間でやることは民間でやってもらわないとか、あるいはビジネスは民間が行うものだからといった行政の防波堤を築くようなちょっと姿勢があるのかなと。計画を立てるのは行政の仕事です。行政は公共的な役割を果たす以上、それ以上は手を出すことができません。したがって、その先は民間の仕事であり、悪い言い方をすると、我々はそれ以上は関知しませんと。理屈としては理にかなっていると私も思うのですけれども、どうもこれまでの姿勢は私には投げっぱなしジャーマンのような理屈に思えます。

税金の投入の効果については、行政は関知しないと言っているに等しいような気も受けます。これらが地方の活性化がこれまでうまくいかなかった理由の2つではないかなと私は今回に当たりちょっと考えてみたのですけれども、市長、ご感想はどうでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

前半の国が何とかすると、依存体質であるというところから抜け切れなかったというふうな問題意識については、私もそういう部分は少なからずどこの自治体でも、このむつ市ということではなくて、どこの自治体でもあるということだというふうに思っています。

また、後段のほうの話は、少しちょっと理解が私はできなかったのですが、何ともお答えしようがないのですが、少なくとも自立ということではあるのであれば、これ我々自主財源で言うと4分の1もないわけでありまして。これを突然自立と言われても難しい。でも、だからといって、ではどうしていこうかといえ、やはりここでのなりわいをしっかりと育てていくということが私自身は必要だと思っていて、その担い手というのはあくまでもその1次産業の従事者の方々であるということだと思っています。

今回の一般質問さまざま受けた中でも、少し市がアイデアを出せだとか、市がやっていけ、市が開発をしろという話、さまざま聞きましたけれども、そういうことではなくて、やはり我々としては先ほどの冒頭の答弁でもさせていただいたとおり、経済活動の呼び水となるような取り組みをつくっていくと。別にそれは計画策定の中だけではないと思います。お手伝いできるところはやっていくということでありましてけれども、事業者の方々の経済活動の呼び水となるようなことを積極的にやっていって、もう少しだけ補助をすれば、本当にこれがいいものに成長していくという分野についてしっかりと支援していくということが必要なのであろうと。そういった意味で、行政と民間との役割分担をしっかりとしていけば、このまちもまだまだ成長するということだというふうに認識しています。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ありがとうございます。その行政と民間との役割の境目、そこら辺の前に進む、後退するという部分なのかなというふうにも思っていますし、今市長からもなりわいをしっかりと育てていくというふうな言葉をいただきました。

そこで、壇上でもお聞きしましたけれども、我々地方に住む者が今本当に欲しいもの、それは何かということではありますが、私が考えるには、これもまたちょっと抽象的なかもしれませんが、利益を生むサイクルであると思います。農林水産業でも製造業でもサービス業でも、利益が地域経済内を循環してさらなる利益を生み出すサイクルこそが今我々が本当に欲しているものだと考えますが、市長、どうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） その点については、私ももっともだというふうに思います。利益を生むサイクル、これがまさにその成長のサイクルだとい

うふうにも考えられると思います。

今回の一般質問の中での答弁の中でこういう言い方をさせていただきました。まずはやはり1次産業を中心とするこの地域に根差した産業を育てていって、そこで所得を向上させる、それが第1点目、それで1次産業を盛り上げる。そして2次産業の部分は、しっかりとした企業誘致施策などを通じて雇用の場の確保をしていく、それが2点目。2次産業も盛り上げる。その結果として、3次産業が盛り上がっていくというようなその好循環があれば、まさにこのまちが成長するという姿を描けるのだと、こういうふうには考えています。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 総合戦略を策定するうえで、壇上でもお話をしましたけれども、やっぱり成長の定義をはっきりさせること、市長はよく出口というふうな言い方をしていますが、やはり成長についての十分な議論が必要というふうに私考えていますけれども、それをこの戦略の中でその議論をどのように行っていこうとしておりますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

総合戦略の中では、4つの基本目標ということで、雇用の創出、地方への人の流れ、結婚、出産、子育て環境の整備、時代に合った地域づくりということの基本目標があるわけです。この総合戦略は、長期計画と違ってぐっとそういうところの政策を書き込むというものでございますので、そういった基本目標に沿った施策の中で、それぞれの施策分野についての成長を定義していくということでもあります。

それで、具体的な内容につきましては、今後の総合戦略課の中での議論、それから本部の中での議論、そして有識者の方々に聞く機会があれば、そういった中での議論の中で深めていきたいとい

うふうには考えております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 壇上からのむつ市にとっての戦略資産は何かとの問いに、1次産業、あるいは観光、エネルギー、ジオパークといったお答えをいただきました。戦略とは何か、それは戦い方なのだと考えますけれども、何回かお話をしているかと思いますが、どこにターゲットを絞り、手持ちの資源をどのように投入し、何を目指して戦うのか、その戦いこそが戦略であり、我々むつ市の将来を左右するものとなっていきます。

お答えいただいた戦略資産をもとに今後計画を立てて商品やサービス売っていくことになるのですけれども、市長は最高の商品とかサービスといったものはどういうものかというふうにお考えになりますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 最高のサービス、商品というのはどういうものかということですが、それは受け手によって違うものでありますので、ターゲットごとに違うと思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それこそまさにそのとおりだと思います。やはり最高の商品やサービスというのは存在しないのだと思います。あるのは、今市長が言ったみたいに、市長にとって、あるいは私にとって、あるいは特定の人にとっての最高の商品、サービスがあるということなのだろうと思います。要はターゲットなわけです。多くの人をターゲットにもしするのであれば、品質や価格が重要になってくると思いますし、特定の人をターゲットにするならば、独自性が重要になってくるのかなというふうに思います。

よく言われることなのだと思いますが、商品やサービスを売るうえで気をつけなければならないことに、主観性のわなというのがあります。この商

品は最高ですよ、あるいは私たちのまちはすばらしいまちですというふうに声高に言ったところで、主張が主観的であるがゆえに、その価値を他者と共有することが難しいというふうな特徴があります。この主観性のわなには、次の2つのことがあるというふうに言われています。体験の先行性と比較困難性であります。

体験の先行性というのは、人は体験したことに共感するということであります。大体の人は、「歯が痛くて」と言えば、その経験をもとに痛みを想像し、共感することができますが、一度も虫歯になったことがない人には歯の痛みを共感することは不可能であります。

また、比較困難性は、主観的な主張の比較の困難さをあらわしております。例えば野球とサッカーはどちらがおもしろいのかと主張し合うようなことにも似ており、これは比較のしようがない問題だと思えます。

そして、この体験性、比較困難性の主観のわなが最も顕著にあらわれる事例が、先ほど戦略資産の中でもお答えいただいた観光地づくりだというふうに言われています。観光地づくりをする場合、多くは中核となる有名観光地、むつ下北で言えば恐山でありますとか大間のマグロということになるのかなというふうに思います。これにその周辺の中小規模の観光地を組み合わせ、有名観光地を訪れた観光客を周辺の中小規模の観光地にも足を運んでいただくというプランを大体は立てます。有名観光地は、放っておいても観光客が来るので、問題はないのですけれども、問題は周辺の中小観光地であります。なぜ有名観光地からその周辺観光地に周遊しないで帰ってしまうのか。そういう人のお答えの中には、「だって知らないし」だとか、「事前に調べても何が楽しいのかよくわからない」といった理由が挙げられております。行ったことがないので、経験の先行性はありませんし、

他自治体と同じようなものばかりで比較が困難であります。曖昧なメッセージは、顧客に対してそのような印象しか残さないということなのだろうと思います。しかしながら、成功をおさめている先進地には、そうではないメッセージがあるというふうに言われております。

以上のことから、総合戦略を考えるうえで、この主観性のわなというのは考慮すべき要因の一つというふうに考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

主観性のわなについては、総合戦略を考えるまでもなく、常日ごろから私は認識しているところであります。そういった意味において、まず観光もそうですけれども、食という分野においては、この経験の先行性や比較困難性ということを考えてときに、では何ができるかということで弘前大学との食の連携をさせていただいて、「むつ市のうまいは日本一！」にしっかりとした客観的な根拠をつけるというような取り組みを早速させていただいております。

また、観光地については、これは前市長のときからですけれども、恐らく前市長もそういったことを意識していたと思うのですが、ジオパーク構想という形で、さまざまな観光地がある中でも客観的なそういうすばらしいものだというふうなことを言える取り組みをしているというふうに理解をしておりますので、総合戦略を立てるまでもなく、通常の行政の中で我々はこれを認識しているということを申し上げたいと思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、仕事のほうについてもちょっと質問をしていきたいと思うのですが、仕事の確保、雇用の場の創出は、総合戦略の中でも大きな柱の一つだというふうに思います。

総務省が発表した昨年の人口移動報告によりますと、3大都市圏の中で東京圏だけが転入超過となっており、東京一極集中がさらに加速しているのがわかります。これに加えて東京オリンピック開催に向けて東京圏に人、物、金が集まる流れは、今のところとまりそうもないというふうな想像がつくかと思えます。また、この日本におきまして、企業が仕事をするうえで東京ほど便利なまちは、またないのかなというふうにも考えます。

そうした中、東京一極集中を解消するために本社機能を地方へ移すという政策を今現在進めようとしております。企業の利益とかを考えたときに、この中央集権的な日本において、それは果たして可能なのか疑問に思うところではありますが、市長、企業の地方移転に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

企業の地方移転ということでありまして、これについて私どもといたしましては、地域特性に生かした企業がまず何であるかということを中心に考えて、この企業誘致という形に取り組んでいきたいというふうに考えています。そういう意味では、何も全然芽がない、例えば自動車産業に来てくれという話をしても、これは始まらないわけでありまして、我々のなりわいとの関係、そういったところでどういった企業がふさわしいかということを中心に現在研究をしているところであります。そういった意味において、これからそういった研究を重ねていって、何かきっかけをつくったうえで企業の地方移転という問題についても取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 本社機能の地方移転、私かなり難しいことだというふうに思っています。もし可能だとするならば、よっぽど優遇措置を講ずる

か、企業のトップが本気で社会貢献を考えて実践してくれるかではないかなというふうな思いも持っています。中には、もともと地方で創業して会社が大きくなるにつれて東京に本社を構えた企業が創業の地に戻るというふうな例はあるようであります。では、それとは別に、別な意味での企業誘致はどうかという、これまでの経験からもある程度推測できるとおり、これも難しいのか。ではどうすればいいのか。東京で行っている仕事、それがむつ市でも行えればいいのかというふうに考えます。ICTなどの通信が発達し、今では東京にいなくても情報がとれる時代になってきていますので、そういう意味ではこのむつ市にいても東京で行う仕事ができるのかなというふうに考えております。

そこで、私が注目しているのがテレワークということであります。これは、もともと首都圏の通勤の渋滞の緩和であるとか、働き方の多様性を求めるためのものでありましたが、地方での働き方としても十分に活用できるのではないかなというふうに考えております。これを全国に先駆けて雇用の創出の戦略の一つとして考えてみてはいかがでしょうか。

社会貢献をしたいと思っている企業の中には、もしかしたら興味を持ってくれるところもあるのではないかなというふうに考えております。そうならば、結構オリジナルな方法になるかと思うので、政府のほうもそれなりの支援をしてもらえるのかなというふうな考えも持っていますが、市長はこのテレワークということに対してどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 事前に十分な通告がなかったものですから、こういった問題についてただちに答えろと言われても、調査なしで正しい答えはできないと思いますので、お答えは差し控えさせ

ていただきます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 済みません、仕事が遅くて、けさ明け方考えたので、突然のお話になってしまいましたけれども、このテレワーク、要は自宅にいて、あるいは離れた場所において同様の仕事ができるというふうなものであります。今後また別な場所でお聞きをしていきたいなというふうに思います。

それでは、次に公共施設等総合計画、管理計画のほうについても若干お話を聞いていきたいと思いますが、先ほどの答弁の中でも述べられていましたが、総務省の更新費用ソフトを使うと、先ほどお話ししたみたいに、ざっくりとした形で将来の更新費用の推計が出てくるわけでありまして、そのざっくりとした形でありまして、将来の財源確保が非常に厳しい推計になっているものだろうと思います。これは、この問題が地方財政の時限爆弾みたいなものでありまして、更新費用の財源確保が中心課題になる問題であるというふうに思っておりますが、このような認識で間違いありませんか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

地方財政の時限爆弾というお話でしたけれども、その言葉の意味はいまいよくわからないのですが、背景としては過去に建設された公共施設等がこれから本当に大量に更新時期を迎えるという中で、各自治体、我々も含めて財政が非常に厳しい、国も地方財政の借金が200兆円を超えているという状況にあります。そうした中で、さらに背景としては人口減少でつくったものの公共施設、利用需要というのがどんどん変化していく。減るといことが前提だと思っております。さらには、その施設全体の最適化を図る必要があるということがありますので、こうした背景を踏まえて公共施設等の

全体を把握して、長期的な視点を持って更新、統合、長寿命化などを計画的に行うことによって財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するためにこの計画をつくるということで私は認識しております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 先ほど笹子トンネルのお話も出ておりました。仮に財政上の理由で公共施設の十分なメンテナンスができていない状態で不幸にして事故が発生した場合でも、事安全に関する限りは財政上の理由はほとんど免責の理由にはならないというふうな裁判事例も出ているようであります。公共施設管理上の業務上過失が問われるというふうなことも十分考えられます。

市長もご記憶にあると思うのですが、若干事例は違うのかもしれませんが、平成18年、ふじみ野市のプールで小学校2年生の児童が吸口に吸い込まれて死亡するという事故が発生しておりました。このプールの管理は民間事業者への業務委託であったのですが、市の担当職員の業務上過失致死罪が確定しております。2人の方が確定をしておるのですが、お一方は定年間近で裁判に入るか入らないと同時に依願退職をして退職金をもらったそうであります。もう一人の方は40代で、刑が確定した後懲戒免職となり、退職金ももらえずに路頭に迷ったというふうな事例もあるようでございます。そういう意味において、私問題の根が深いということで時限爆弾というふうな言葉を使わせてもらったわけでありまして、今市長も述べていましたとおり、今後やはり施設は縮小というのでしょうか、それとも機能に特化してまとめていくというのか、そういうふうなことがこの管理計画を立てて進めていくことの大きな命題になると思っておりますが、この管理計画を策定するうえで、今の施設、公共施設等の統合でありますとか、あるいは機能別に集約していきますとか、

そういうふうな部分までの計画になるのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この計画は、機能の変化、さまざまな施設、今建っている施設の機能の変化を的確に捉えて、残すべき機能はしっかりと残す、まずそれが第1点であります。変化すべき機能は、しっかりと変化させつつ、総体としては公共施設の規模は減少ということを考えています。具体的には、統合、再編、転用、廃止等の手段を適時的確に判断しながらやっていくための計画でありますので、個別の施設についても踏み込んで計画の中に今後は書き込んでいくというような段取りで考えています。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 時間ですので、最後にしたいと思います。

市長は、施政方針の中でダーウィンの言葉を用いて決意の一端を我々に示してくれました。そこで、ぜひもう一つ加えてほしい言葉があります。それは、リーダーにとって最も大事なことは、いかなる状況にあっても成長戦略を持っていること、このことをぜひとも加えてほしいなというふうに思います。これからも、ともによい成長を追求していきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで、中村正志議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎目時睦男議員

○議長（山本留義） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） 社会民主党の目時睦男であります。体調を崩し、治療による副作用から聞き取りにくい点があるかと思いますが、お許しをお願いいたします。

本日、多くのとうとい命と財産を奪った東日本大震災からちょうど満4年を迎えました。改めてお亡くなりになられたみたまにご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様に哀悼の意を表します。

5年目を迎えた被災地では、いまだ22万9,000人が避難生活を余儀なくされており、仮設住宅から抜け出せないでいる方々も多数おり、中には先が見えない生活から体力や気力を失ったの孤独死も多くなっているとのこととあります。これらのことを思うとき、改めて自然災害や原子力事故の恐ろしさに胸が痛み、決してこの災害、事故を風化させてはなりません。

それでは、むつ市議会第223回定例会に当たり、通告順に従い4項目について一般質問を行います。市長を初め理事者におかれましては、明快で前向きな誠意ある答弁をお願い申し上げます。

質問の1項目めは、市政運営について2点伺います。1点目は、本市は平成16年6月に旧むつ市、旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村の4市町村が法定の合併協議会を設置し、協議を重ね、その結果4市町村とも苦渋の選択をしてむつ市への編入合併を決断し、平成16年10月、合併協定書を締結、翌年、平成17年3月14日に新むつ市が誕生し今日に至っておりますが、この平成の大合併により多くの自治体が今年合併10周年を迎え、自治体によっては記念式典や記念事業、イベントなどを計画しております。

この記念すべき本年9月、あおもり10市（とし）



大祭典 in むつの開催が決定し、大いに期待しているところではありますが、10周年を迎えたむつ市がネクスト50に向けた施策や事業を計画しているのかお伺いいたします。

2点目は、合併協議を進める中において、4市町村の速やかな一体感を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、それぞれの長期総合計画を踏まえ、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指した「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「住民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の3本の方針を掲げ、平成26年度まで10年間の新市まちづくり計画を策定し、それを新市長期総合計画に反映し、今日に至っているのですが、ネクスト50を展望したとき、合併後の10年間で振り返って検証を行い、その内容を次の10年間に生かすことが大切と考え、合併検証委員会を設置し、長期総合計画に反映すべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

質問の2項目めは、避難対策について2点伺います。1点目は、平成23年3月の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力災害対策特別措置法を制定し、原子力規制委員会はこれまで施設からおおむね10キロメートル範囲とされていた避難重点区域を半径30キロの範囲とする指針を策定し、それを踏まえ、県は東北電力東通原子力発電所から半径10キロメートルのむつ市、東通村、横浜町、六ヶ所村の4市町村28地域から野辺地町を加えた4市町村176地域に拡大した青森県地域防災計画を平成25年2月に制定し、それを受けむつ市は広域避難先を青森市とし、バスによる避難計画に昨年2月修正したものの、いまだ成案に至っていません。

福島第一原発事故から4年目を迎えた現在、市民の皆さんが島国であるがゆえに不安に思ってい

るのは、万が一原発事故が起きたらどこに、何で、どのようにして避難するのかであります。災害は忘れたころにやってくる、備えあれば憂いなしと言われますが、市民の安全安心を確立するため、実効性ある具体的計画の早期策定が必要と考え、成案確定はいつを予定しているのかお伺いいたします。

2点目は、むつ市の平成25年2月の修正計画では、青森市までの避難対象者はむつ地区4万8,991名、大畑地区4,038名、川内地区375名で、市全体で5万3,404名、バス1台に50名の乗車とすれば1,068台が必要であり、下北交通を初め地元事業者の保有車両180台では2割にも満たなく、他4市町村のバス避難を考えれば、県全体の保有台数1,600台では対応し切れないのではないかと考えていたのですが、2月25日に開催した県の避難対策検討会で、対象住民が集中するむつ市中心部などでは海上自衛隊の艦艇や民間船舶を使った海路による避難や、ヘリコプターなどの空路による避難を検討することになったとの報道がありますが、陸、海、空での避難計画が現実、実態に即し実現可能なのか否か、財政措置を含めた具体的計画見直しをお示し願います。

質問の3項目めは、介護（要支援）事業についてお伺いします。国は、地域の実情に見合った多様なサービスを提供し、費用の抑制を図るとして、要支援者を介護保険給付から市町村事業に来年度から3年以内の移行期間とする関連法の改正を昨年6月に行いました。この法律改正は、事業者が行ってきた通所介護（デイサービス）とヘルパーが自宅に来る訪問介護（ホームヘルプ）を今後は市町村が行うものですが、全国の自治体の7割が最終年度の平成29年度に先送りするとのことあります。

本県は、来年度から移行する市町村はなく、平成28年度中の移行が7市町村で、残りの33市町村

が最終年度の平成29年度の移行を予定しているとの報道があります。本年2月現在のむつ市の要介護認定者3,495名のうち、制度改革に該当する要支援者は3割弱の931人で、そのうち598名が通所、在宅、いずれかのサービスを受けておりますが、移行後も同じサービスを受けられるのか心配をしております。

制度変更による課題と地域支援事業に移行後の事業内容について伺いますが、移行実施については、昨日の浅利議員への答弁がありました。通告しております4点についてお伺いいたします。

1、制度改革による総合事業への移行実施は何年度を予定しているのか。

2、移行による利用料、サービス内容などに変更があるのか。

3、移行によるメリット、デメリットは何か。

4、移行による介護事業者への影響と、それに対しどのような対策を講じるつもりか。

以上について答弁を求めます。

最後の質問は、敬老会についてであります。この件について、12月開催のむつ市議会第222回定例会で2名の同僚議員が一般質問を行っておりますし、今定例会でも佐々木隆徳議員が一般質問を行っておりますが、高齢者福祉向上の観点から、3点についてお伺いいたします。

1点目は、参加率向上対策についてであります。今年度の出席率は、むつ会場11.68%、大畑会場と川内、脇野沢会場が同率の5.52%で、全体では9.61%、前年度の28.38%と比較して19ポイント近く減少しております。市は、敬老会に出席した対象者、民生委員、町内会長に抽出によるアンケート調査を行っておりますが、来年の開催にこの結果をどのように活用し、参加率向上を図るのかお伺いいたします。

2点目は、市民からの意見について、「町内会イキイキふれあいトークン」開催時に意見が出

されれば今後の開催に参考にしていくとの趣旨答弁をしておりますが、敬老会を支えてきていただいている町内会長、民生委員、老人クラブ、赤十字奉仕団、婦人会、社会福祉協議会など各種団体を地区ごとに一堂に会し、意見を聞き、今後の運営に生かしていくべきと考えますがお伺いいたします。

3点目は、市は民生委員の方々に見守り活動を兼ね、敬老会対象者全員に記念品を渡していただきましたが、今後もそのようにしていきたいとのことでありますのでお伺いいたしますが、ご承知のとおり民生委員は、市内の各町内会ごとに、対象世帯数により国の基準に基づき町内会ごとに人数を定め、町内会に推薦をしていただいて委嘱し、活動していただいております。しかし、後継者の担い手がなく、ほとんどの町内会が悩みの種になっておるのであります。

そのようなことから、民生委員の方も後継者が不在中で断り切れずに活動している実態にあります。高齢者が高齢者を支援する老老支援と言っても過言ではない状況にあるわけであります。

高齢化が進む中、敬老会事業の運営を図るうえからも民生委員の後継者問題を避けて通るわけにはいかないのではないのでしょうか。したがって、敬老会実施に関連して、民生委員活動の充実強化と後継者育成を今後どのように対策を講じるつもりかお聞きをいたします。

以上、4項目11点について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、市政運営についてのご質問の1点目、合併10周年に当たっての施策や事業はあるのかについてお答えいたします。むつ市は、3月14日で合

併10周年を迎えますが、改めて経費をかけての記念式典や記念事業の実施は予定しておりません。

ご質問の2点目、市民協働の市政運営に資し、仮称としての合併検証委員会を設置し、長期総合計画に反映する考えはないかについてお答えいたします。合併の検証につきましては、合併協定項目に係る事務の調整において、市民の皆様にとってよりよい方法は何かということを中心に検証しながら市において調整してまいりましたので、合併検証委員会を設置せずとも、広く市民の皆様のご意見に真摯に耳を傾け、市政運営に反映していくことが検証につながるものと考えております。

また、次期の長期総合計画については、来年度から検討を始めることとしておりますが、その場において市の現状や将来を見据え、どのような構想を描き、その実現に向けどのような施策をもって取り組んでいくかを検討していくべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、避難対策についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、原子力災害避難計画見直しの課題と成案完了予定はいつかについてですが、避難計画を策定しております当市を含めた5市町村の共通課題として、避難経路や交通手段であるバスの確保のほか、スクリーニングや除染を行う場所の選定、交通渋滞を緩和するための自主避難の抑制や誘導方法、安定ヨウ素剤の配布方法などが挙げられます。これらの課題は、各自治体のみでの解決は困難なことから、昨年7月に県が調整役となり、県、各関係市町村、警察等による避難対策検討会を設置し、その下部組織である情報連絡体制、移動対策、受け入れ体制、被ばく医療対策、医療機関、社会福祉施設等の避難計画、自主避難の抑制の6部会で協議、検討を重ねております。

去る2月25日の検討会においては、各部会の今後の取り組み方針や課題を取りまとめ、この結果

をもとに今後も検討を継続し、来年度中には最終的な方針が打ち出され、避難計画に反映できるものと考えております。

ご質問の2点目、陸路避難が困難な場合の海路、空路での避難は実現可能かについてであります。今回2月の検討会においてバスの確保が困難であることや、渋滞緩和のため東通原子力発電所から半径15キロメートル圏内の住民はバス以外の避難手段に加え、自衛隊の艦船や民間船舶での海路避難やヘリコプターでの空路による避難を検討するとの方針が示されたところであります。

今後は、早期実現に向けて協議をしていくこととなりますが、既に県は自衛隊と協議を始めていると伺っております。市においても、海路避難につきましては、万一陸路が遮断されることを想定し、各地域の主要な港から避難できるかどうかの検証も含め、海上自衛隊の協力のもと、水深に見合った船舶の選択や乗船方法を考慮しながら訓練を実施しているところであります。

また、港湾やヘリポート等の整備につきましては、避難に適している港湾施設やヘリポート等を選定した後において具体的に話し合われていくものと考えております。

ご質問の3点目、介護事業については、担当部長から答弁をさせていただきます。

次に、敬老会についてのご質問の1点目、参加率向上にどのような対策を考えているのかについてお答えいたします。今年度の敬老会については、市主催の初めての敬老会でありましたが、参加率は全体で9.6%でありました。市主催としては初めての敬老会でありましたが、ご長寿をお祝いしながら高齢者の方々と交流させていただき、そこで感じましたのが、年齢を感じさせない元気な方が多いということでもあります。また、お話を伺っていると、多彩な趣味や特技をお持ちの方がいることに驚きました。

敬老会終了後のアンケートでは、会食をやめたことに関する意見が散見されますが、市民歌を斉唱したい、おしまこを踊りたい、芸を披露する場にしたらどうかというような参加型の敬老会を提案する意見もあり、敬老会についてはこれらの意見を参考に、内容をより一層充実させ、参加率の向上が図られるよう検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、敬老会についてのご質問の2点目、地区ごとに各種団体等の意見を聴取し、今後の運営に反映する考えはないかについてお答えいたします。市主催の敬老会を行うに当たり、民生委員の定例会の場及び町内会長が一堂に会する場等で事業の説明と協力の依頼をしてきましたが、地区ごとの町内会長、老人クラブ、婦人会等の各種団体にお集まりいただき、意見の集約を図ることは難しいと考えております。

敬老会は、式典形式を継続していく予定ではございますが、今年度と同様に事業のかなめとなる民生委員の方々から定例会の場においてご意見を伺い、アンケートの結果やおでかけ市長室で出されましたご意見等を参考に内容を充実させるよう検討していきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、民生委員活動の充実、強化と後継者育成をどう考えているのかについてお答えいたします。民生委員は、民生委員法によって設置が定められ、また児童福祉法によって同時に児童委員を兼ねることとされている無報酬で地域の人々の福祉向上のために活動するボランティアであります。任期は3年で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者と規定されており、地域の皆様の立場に立って活動を行い、行政とのパイプ役としての役割も果たしていただいております。むつ市民生委員児童委員の皆様には、地域社会の福祉の向上に多大な

るご尽力をいただいているところであります。

民生委員の定数は、主任児童委員を含め159名ですが、現在欠員が1名となっているものの、この欠員については既に県へ推薦しているところであり、間もなく厚生労働大臣から委嘱され、定数どおりの活動体制が整うものと考えております。

民生委員の方々の選任については、町内会から推薦をしていただき、市は県へ推薦し、県は地方福祉審議会に意見を聞いた後に厚生労働大臣に推薦して厚生労働大臣が委嘱することになります。

委嘱された新任民生委員の方々には、県の社会福祉協議会で実施している新任民生委員研修会及び中堅民生委員研修会に参加していただいているほか、地区協議会ごとに実施している定例会での研修や事例発表などで民生委員としての資質を高めていただきながら、市においては円滑な活動を支援するため、福祉に関する研修会の情報提供などを行っているところであります。

民生委員の方々の年齢は、地域の事情により75歳以上の方も数名おりますが、平均年齢は66.6歳となっており、60歳未満の方は男性5名、女性が21名という状況にあります。

民生委員の方々の活動は多岐にわたり、年間1人平均129日程度の地域活動等をしていただいていることから、仕事を抱えている方では難しいこともありますし、また地域住民の人望の厚い方としては、やはりある程度の年齢で経験豊かな方とならざるを得ないものと思うところであります。

民生委員の後継者につきましては、町内会でも適任者を探し出すことはなかなか難しいということ承知しているところでありますので、町内会のみならず、さまざまな団体との連携を図りながら、元気な団塊世代の方々に強く社会奉仕活動を呼びかけていくことや、活動が過重とならないよう定数の増を県にお願いするなどの対策を講じながら、後継者づくりを模索していきたいと考えて

おります。

また、活動の環境づくりとして活動内容の見直しや一定の身分保障を行うなど、制度そのものの見直しを県へ要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 目時議員の介護（要支援）事業についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、制度改正による総合事業への移行についてであります。浅利議員のご質問にお答えしましたとおり、平成29年度を予定しております。移行に当たりましては、現在サービスを利用している方々が引き続き同等のサービスを受けられるよう、既存の介護事業所によるサービス提供形態を基本とし、加えて住民主体の交流の場を設けるなど、サービス体系の構築に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目、移行による利用料、サービス内容等の変更についてであります。現行の訪問介護、通所介護についてはそのまま継続したいと考えておりますが、今後国からガイドラインが示されることとなっておりますので、利用者や事業者が混乱しないよう進めていきたいと考えております。

次に、3点目、移行のメリット、デメリットということについてであります。まず利用者のメリットとしては、実施する事業者をふやすことができれば、ご自分に合ったサービスの選択肢がふえるということと、基準が緩和され、低廉な価格となった場合、自己負担額が少なくなるということが挙げられます。

事業者側のメリットとして、通所介護の人員基準が緩和されることから、少ない人員で事業を運営することができるようになります。

また、デメリットについては、単価及び利用料金を下げた場合、事業者側にとって減収となる可

能性があります。

次に、4点目、移行による介護事業者への影響と対策についてであります。市としてはあくまでも現行の内容で進めていく予定でありますので、利用者及び事業者の混乱を招かないよう十分な広報期間を設けて周知していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市政運営の関係について、先ほどの答弁の中で市長は、厳しい財政の中では10周年の記念事業等々については開催が難しいという意味での答弁でありました。私も、厳しい財政事情については承知をしているところであります。そういう中で10年目の節目と、こういう面から、例えば毎年行っております憲法駅伝とか各種年間の行事、イベント等があるわけでありまして。その中に10周年を記念したタイトルをつけ加えながら、そしてまた10年に見合ったそれぞれのイベント行事等について趣向を凝らした、そういう意味も含めた事業というのか、そういうイベント等を開催する考えがないのか。私は、改めて10周年を記念した式典を開催するべきとかそういうことについては、財政事情も含めて考えてはいないのであります。先ほど言った点について、検討する用意があるのかどうかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

節目をお祝いするというのは、この日本の伝統文化の中では社会通念上ふさわしいというのか、そういったことだというふうなことは私も十分認識をしております。そういった中で、この10周年記念イベントとかという形でさまざまな、今あるイベントに冠をつけてやるということは、一つのアイデアではないかというふうにも思うわけであり

ますけれども、たださはさりながら、そういった冠をつけてやると、これは今までと何かが違うとか、あるいは拡大するだとか、そういったことも期待を皆さんはしていただくということになってしまうのではないかというふうに思うわけであり。そういったこと、やるかということについては、これから考えないといけない部分はあるのですが、私といたしましては、まずやはりこの一体感というか、合併についての一体感というものの醸成には市民の皆様からの盛り上がりというのが最も重要なものではないかと、こういうふうを考えています。我々のほうから無理やりそういうふうなことを言うということではなくてです。

そういった意味での一例を挙げますと、今市民協働まちづくり会議というところで提案されております「むつ市民歌 We are the むつ」というタイトルで多くの市民の皆様を初め各種団体、企業の方々が市民歌を歌う様子を撮影して、それを一本につなぎ合わせたビデオを作成し、合併10周年に当たる3月14日に図書館でこれを発表するというイベントが企画されております。私も先ほどちょっと見てきましたけれども、このむつ市にある豊かな自然や祭りの映像も盛り込みながら、市全体をアピールできるような内容になっているようでございます。こういった市民の皆様からの盛り上がりに対して我々としては協力し、サポートしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 工夫をしながら、市民の皆さんが、ああ、10年たったんだなと、こういう実感を少しでも抱いていただけるような、そういう趣向を検討して行ってほしいと思います。

次は、検証委員会の関係であります。ご承知のように、この4市町村の合併に当たって、それぞれの地域の伝統、文化、歴史が違う中で4市町村が合併を決意したわけであり。そして、10年

がたちました。それぞれの思いがあるわけですが、やはり10年を振り返ってみるということが、これからの10年、ネクスト50を考えたときに大変必要なことだなということを感じておるわけであり。

そういう中では、県内の10市の中で青森市、八戸市、弘前市の旧3市を初め、平川市等が合併検証委員会を立ち上げ、そしてまた具体的に検証委員会で審議をさせていただいている状況があるわけであり。そういう状況も含めて考えたときに、10年を振り返るということについては、私はより必要だろうという思いをしています。

特に壇上でもお話をしましたように、4市町村が合併するに当たって、合併協議会の中で新まちづくり計画を練り上げるに当たって、いろんな角度からの議論を積み重ねて、その案が確定をしたわけであり。そういう意味も含めたときに、この検証委員会で振り返るということについて、再度市長の思いも含めてお話をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

検証委員会を設置して、この10年を振り返るべきではないかというふうなご質問でありましたけれども、先ほども述べましたとおり、私といたしましては、常日ごろから広く市民の皆様のご意見に真摯に耳を傾けて市政に反映していくことというのがこの検証に当たるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。そういった意味で、必要な範囲で過去を振り返ることは、その政策の企画、立案、運営に当たって重要なことだというふうに考えております。

私としては、現在のむつ市として将来を見据え、合併したとかしないとかという話ではなくて、今あるむつ市として将来を見据えて、そのどうあるべきかということをしつかりと考えて、政策、事

業を展開していくべきというふうを考えておりますので、検証委員会を設置して検証する必要はないと改めて申し上げておきます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 必要がないという答弁であります。参考までに今月3日の東奥日報の東奥春秋の中で、ある記者の記事が掲載されております。全文を読み上げさせていただきますが、「今月、県内の9市町が合併から10年の節目を迎える。むつ市を皮切りに、五所川原市、外ヶ浜町、藤崎町、中泊町、さらに八戸市、深浦町、七戸町、東北町と続く。「平成の大合併」により、県内では17市町が誕生した。うち半数以上の合併日が2005年3月に集中したのは、メリット措置が受けられる合併特例法の適用期限が当初、同月末までだったためだろう。合併に参加しなかった市町村も含めて、この10年の変化を尋ねて回る機会があった。「合併は嫁取り、婿取りと同じ。気持ちがあわないとうまくいかない」と市町村間に生じた不和を嘆く首長。「合併して、何かが良くなったという話を聞いたことがありますか？」と、素朴な疑問を口にする住民もいた。地域が存続できるかどうかの不安は、合併しなかった小さな町村より、むしろ合併市町の農漁村地帯の方が切実だと感じた。効率化の名の下に、街の中心部との格差が広がっているという。この10年で少子高齢化は着実に進んだ。今後さらに加速すると予想される。各地で10周年のイベントが準備されている。合併で何を手にし、何を失ったのか、あらためて考える好機だ。次の10年のためにも」、このような記事が「合併再考」というタイトルで掲載されています。これらを参考にしながら、きょうの答弁はお聞きをしましたが、でき得るならば検討し、今後の10年に向けた、市民が本当にまた10年に大きな光を感じながら暮らしていけるようなむつ市をつくり上げていただきたいことをお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、避難対策についてであります。端的にお尋ねをしますが、避難先が青森市ということになっているわけですが、避難完了時間は何時間を想定しているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 避難完了時間についてのご質問にお答えいたします。

県では、昨年4月、30キロ圏内の住民が30キロ圏外への避難に要する時間について、段階的避難、自家用車利用率、自主避難率、人口分賦、それから季節、この5つの要素を加味した125パターンにも及ぶ避難時間のシミュレーション結果を公表しております。これによりますと、30キロ圏内に居住する住民が、段階的にはあるものの、全住民が避難することを前提として、むつ市では自家用車避難率が95%、冬以外の休日、夜間の避難に要する時間として65時間10分という数字が示されておりますが、交差点等における効果的な誘導等の実施によりまして、27時間20分にまで短縮できるとされております。

青森県警察本部が委員として名を連ねております移動対策の検討部会において、これらの解析を踏まえたうえでの有効な避難誘導について協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。具体的にこの時間の中で避難が完了できるような具体的な計画の策定に期待をしていきたいと思っております。

それで、災害時に高齢者や障害者を受け入れる福祉避難所として市内20カ所を指定しておりますが、場所、移動手段、方法等をどのように市民に周知をしているのか。また、それに伴う要員や電気、燃料、備蓄物資などの確保はされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

市では、災害時に一般の避難所では支障のある災害時要援護者等のための二次的な避難場所を確保するため、平成23年6月に災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を市内社会福祉法人と締結しております。それに基づき災害時に社会福祉法人は、運営する福祉施設を福祉避難所として開設し、一次避難所等へ避難した方のうち、市が福祉避難所での対応が必要であると判断した方などの受け入れを行っていただくこととしております。

福祉避難所は、議員お話しのとおり、平成26年4月1日現在で市内20カ所、受け入れ可能人員は387名となっております。

なお、福祉避難所の周知につきましては、平成23年6月に発行いたしましたむつ市災害時要援護者支援制度の手引に掲載し、また市政だよりとともに市内各世帯へ折り込み配布しているほか、市ホームページに掲載するなどして周知に努めているところでございます。

また、福祉避難所の要員や電気、燃料、備蓄物資等の確保についてであります。福祉避難所開設後は、受け入れから生活介護等、市から委託を受けて全て施設職員が必要な援助を行うこととなっております。

備蓄物資につきましては、毛布類や簡易パンツ類といった物資については、市が購入したものを備蓄しておりますし、燃料や食料等については備蓄管理は行わず、運営に係る全ての必要経費を市が負担することとしております。なお、その経費のうち災害救助法が適用となるものについては、全額が県より補填される仕組みとなっております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 県は、傷病者や病弱者の受け

入れ先にむつ総合病院を災害拠点病院として指定をしているわけですが、入院病棟が耐震基準に満たないことから、倒壊、崩壊の危険性が指摘をされ、改修を急がなければならない状況にあるわけがあります。そのようなことから、むつ総合病院の改築計画時期をいつに考えているのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 答えられる範囲でお願いします。市長。

○市長（宮下宗一郎） むつ総合病院の耐震診断の話なのですけれども、これは少なくとも下北医療センター議会のほうでいまだ議論をしていない部分でございますので、下北医療センター議会のほうでの議論をまずさせていただきたい。私は、そういう意味では下北医療センターのほうの管理者でもありますけれども、むつ市長としての答弁は、この件については難しいということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今この部分を今定例会で質問したのは、災害拠点病院に指定をされているわけであり。事故なり災害というのはいつ起こるか分からないわけで、市民の方々が安心して病院で手当てを受けることができる、こういうふうなことで、そういう意味からこの拠点病院の充実を図る、こういう受け入れ態勢を完備するという視点で申し上げたわけですが、私も下北医療センター議会に派遣をさせていただいている議員の一人でありますから、下北医療センター議会でも議論をさせていただきたいと思っております。今後もこの点については検討をお願いしておきたいと思っております。

さて、この項での最後の質問になりますが、市民は逃げ場のない地域であることもあり、災害が発生した際、限られた時間の中でどのようにして避難をするのか、最も心配をしているわけであり



ます。少なくとも東通原子力発電所の再稼働を予定している来年3月までに実効性ある避難計画の確立が不可欠と思いますが、市長はどのように考えているのか。仮にヘリコプターでの避難を計画しているが、ヘリポートができていない現状で再稼働をするとした場合、市長はどのように対応するのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 避難対策については、これ常に実効性のあるものにするため、国それから県と連携しながら取り組んでまいりたいというふうを考えておりますし、ヘリポートの件についても同様の見解であるというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） いずれにしましても、今市民の皆さんが一番心配しているのは避難計画、避難対策が十分に確立をされていない中で、万が一災害や事故が起きた場合には逃げ場がない、この心配が一番なわけでありまして。壇上でも申し上げました。そういう意味では、再稼働が先歩きしないような避難対策の確立をぜひともお願いしておきたいと思います。

それでは、介護支援事業については、今後もデイサービス、在宅介護等、今現在サービスを受けている方が心配のない状態、そしてまた事業者がこれからも介護事業に事業者として十分に果たし得られるような体制の充実を図っていく、そのような観点からの意義ある検討をお願いをしておきたいと思いますが、1つだけお尋ねをしたいと思います。

最近認知症対策の充実が叫ばれておるわけでありまして。私の親族の中でも、旦那さんが亡くなった後、残った奥さんが急に認知症が強くなって、昨年亡くなるというような状況も経験をしているわけでありまして、この認知症の方々、移行に伴

って、むつ市としてこの認知症の方々に対する対策をどのように考えているのか。この要支援1、2の移行問題とあわせて、お考えがあればお示しを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 認知症対策ということでございますけれども、市では介護予防講演会、はつらつ介護予防クラブなど、介護予防事業の活用をお勧めし、認知症の予防や早期発見に努めております。また、地域の方々が認知症の方を温かく見守っていただくとともに、認知症高齢者の早期発見や危険防止の一助となっただけのよう、市内の町内会や老人クラブを初めとする各種団体、金融機関、学校などを対象に認知症サポーター養成講座などを実施しておりまして、今後もサポーターの育成には努めてまいりたいと考えているところでございます。

そのほかにも各地域の在宅介護支援センターを活用して、認知症予防の介護予防セミナーなども実施しておりますし、今後につきましては医療機関を初め地域の支援機関と連携し、認知症の方やご家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を市内3カ所の地域包括支援センターに配置することを検討しておりまして、医療と介護とその連携強化や地域における支援体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） それでは、4項目めの敬老会について再質問をいたします。

昨年6月のむつ市議会第222回定例会での同僚議員の一般質問に対して、対象年齢を従来の75歳以上は多過ぎるので80歳以上にしたと、77歳に変更したのは民生委員からの意見があったからであり、議員には6月中に文書で説明する考えであったとの趣旨答弁をしております。私は、75歳以上

としてきたのは、多年にわたって社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う老人福祉法に照らして75歳以上の後期高齢者を対象年齢としたものであろうと理解をしておりますが、対象年齢を人数が多いから、人数が少ないからという判断すべきではないのではないのでしょうか。

また、80歳以上とした予算を、議会議決後の変更を文書説明との判断は、議会軽視ではないかと思うわけではありますが、この点についてのお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 敬老会の対象年齢につきましては、合併前の平成5年ころには既に75歳以上とされていたもので、後期高齢者を対象としたわけではないというふうに私は認識しております。市の当時の男性の平均寿命は74.6歳ということで、75歳以上としていた根拠もそこにあったのではないかと推測されます。

現在の男性の平均寿命が76.7歳となっていることも今回対象年齢を77歳に引き上げた要因の一つであり、喜寿という節目にも相応していることから、民生委員等との協議の結果、決定したものであります。

次に、予算議決後の変更を文書説明としたのは議会軽視ではないかということについてですが、この対象年齢の変更の件は、昨年4月の行政連絡員の総会場でご説明し、また民生委員の方々に対しましては民生委員の定例会場でご意見を伺い、その中で80歳以上では敬老会の参加者が極端に少なくなる可能性が高くなるため考え直してほしいというご意見がございましたことから、全地区の民生委員に77歳とすることを再提示し、6月中旬に調整を終えたところでありますことと、また対象年齢を80歳以上から77歳以上へ引き下げたことによる増額分は少額であり、予算担当部局と協議し、補正予算対応ではなく予備費

充用することとしたことにより、議員の皆様にお示しする機会が得られないことから、文書でご説明させていただいた経緯がございます。

そして、このことは昨年6月開催のむつ市議会第220回定例会において同様の一般質問があり、ご説明させていただいておりますし、また昨年9月開催のむつ市議会第221回定例会におきましても私自身答弁させていただいておりますので、決して議会を軽視したものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 目時睦男議員、申し合わせの時間が過ぎましたので、ご理解いただきたいと思えます。

○6番（目時睦男） 最後に時間でありますから、要望を申し上げて終わりたいと思えます。

敬老会後のアンケート調査での意見分類集約結果、今回の開催内容などに肯定的意見が10.1%、中立的意見が55.5%、否定的意見が34.4%であります。否定的意見について検討、調査、分析を行い、次年度に生かすべきと考えますので、最後にこの点を要望し、私の一般質問を終えたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時12分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎白井二郎議員

○議長（山本留義） 次は、白井二郎議員の登壇を求めます。25番白井二郎議員。

(25番 白井二郎議員登壇)

○25番(白井二郎) 公明・政友会の白井二郎です。今回の定例会では、私を含めて15名の同僚議員が壇上で一般質問をいたしました。私が一番最後の順番となり、市長におかれましては、14名の議員に4日間にわたり丁寧な答弁で大変お疲れかと思いますが、私の最後の質問にもよろしくお願い申し上げます。

また、質問内容において、先の14名の同僚議員の質問と重複する内容があると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

市長が就任され、早いもので約10カ月、東北で一番若い市長としてむつ市民の先頭になり、政務に励んでいることを、私も市民の一人として頼もしく大きな期待を感じております。常に初心を忘れず、市政発展のため邁進していただきますよう心からお願い申し上げます。

今回は3点の質問で、7項目にわたり質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1点目として、市税の納付と都市計画税について質問をいたします。市税、固定資産税、都市計画税などの税の納付であります。納税者の皆様は市役所の窓口か納税組合、銀行振り込み、コンビニ等を利用して納付しております。ただし、コンビニでは軽自動車税だけしか取り扱っておりません。現在むつ市では、6月から1月まで、8回にわたり税を通知し、納付していただいております。ということは、軽自動車税を除き、前納の方以外8回納付のため銀行などに出向かなければなりません。そこで、クレジットカードの納付なども今後考えるべきではないでしょうか。

埼玉県志木市では、インターネットのヤフー公金払いを利用して、自宅や外出先でパソコンや携帯電話を利用して、24時間納付できるようにしております。志木市の平成25年度クレジット収納実績として、市税、国保税、固定資産税合わせて

7,795件、収納金額は合わせて3億8,955万5,000円となっており、多くの市民が利用しているようです。クレジットカードで納付することにより、赤ちゃん、子供のいる家庭にも喜ばれます。また、天候にも左右されず、銀行などに出向く必要もありません。クレジットカードをお持ちの市民は多数いると思いますし、クレジットカードを利用して公共料金などを支払っている方も多数います。納税者の皆様の利便性、さらに収納率向上のためにも早期に構築する必要があるかと思っております。お考えをお聞きいたします。

次に、都市計画税についてお聞きします。この質問は、前市長の宮下順一郎様にも一般質問をいたしました。新市長にも改めてお考えをお聞きいたします。

都市計画税は、旧むつ市内の「町」がつく地域の市民に対し課税し、徴収されている目的税です。当然都市計画にのっとり算出されているわけですが、青森県内でも都市計画税を市民に課税しない市が多数あります。なぜなら、本来あるべき税の平等性、そして公正性に疑問があるからではないでしょうか。法的には課税しても何ら違法ではないと思いますが、当むつ市は合併して満10年たちました。今後の都市計画を考えるためにも、税そのものをいろいろな角度で考える時期に差しかかっていることと思っております。また、都市計画道路、都市計画は課税されている市民だけのものではありません。広く市民が共有し、そして利用されているものです。決して一部の市民だけの税と考え課税することは好ましい状態ではありません。将来のむつ市の都市計画のためにも、税そのものを見直す、検討する考えはありませんか、お伺いいたします。

2点目として、人口減少と将来のまちづくりについて質問をいたします。同僚議員から地方創生総合戦略関係で質問がありましたので、重複する

かもわかりませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

むつ市では、今月4日、むつ市まち・ひと・しごと創生本部を設置しました。人口減少の克服、地域経済の活性化を目指し、全庁舎一丸となってやり抜く強い意志と考えを示されました。そこで、まちの創生のための設計図と交流定住化についてお聞きいたします。

当むつ地域でも少子高齢化、人口の流出などにより人口減少が進んでおります。人口が減少すれば、地域経済、市の財政にも大きな影響を与えます。人口減少などの歯どめの特効薬はなかなか見つからないのも現実であります。市長は、将来のむつ市がどうあるべきかを常に考えていることと思ひます。

ある方は、このように話しておりました。まちづくりとは、今後考えるとか考えますとかではなく、次世代のためにまちづくりをやり抜くのだということが大切であると。やり抜くためにも、地域にマッチした再生のための設計図が必要です。まちづくりを進めるためにも地域地域に合った設計図を作成すべきと思ひます。

そして、今後交流移住政策を促進しなければなりません。交流移住を進めることにより経済的効果があります。例えば新居の建築、リフォームなどの建設業関係の発注、地域消費の増加が考えられます。また、社会的効果として人口の増加による地域の活気、生きがい、多様なニーズの把握、教育効果として地域文化の向上、心理的効果、またその他の効果として人脈の拡大、文化交流の活性化などが考えられます。

岩手県遠野市では、遠野スタイルという人口拡大と定住促進を行い、日本全国から遠野市ファンを囲い込み、遠野ふるさと市民を一人でも多く獲得する事業に取り組んでおります。ぜひむつ市でも独自のむつスタイルを考え、一件でも多くの交

流移住事業を進めるべきと思ひますが、お考えをお聞かせください。

次に、地域のコミュニティの再生であります。地域の小学校は、その地域のコミュニティの中心であります。昔から小学校を中心として市街地が形成されておりました。今は、どこの学校の教室も多くが空き教室と伺っております。そこで、空き教室を少しでも減らすことを考えていくべきであります。そのまちのコミュニティとして、地域地域で抱えている問題点、そして特色などを生かし、少しでも空き教室を少なくする環境を整えるのが大事であります。また、その地域の顔であり、よりどころでもあります。子供が少ない地域、減少している地域は高齢者が多くなり、その地域が寂しく暗い町に変貌いたします。むつ市に住んでよかった、今後も住み続けていきたいと思ふ夢と希望があるまちを構築しなければならないと思ひます。

空き教室が減少することにより、地域経済、また空き家、空き店舗、また地元起業家の活性化、そして子育て世帯に必要なビジネス、農水産業にもよい効果が出るはずです。前市長は、「こどもは地域のたからもの」とよく話されておりました。地域のコミュニティの中心として、空き教室をなくする施策などがあればお伺いをいたします。

3点目として、投票率向上についてお伺いいたします。これも同僚議員から同様の質問がありましたが、重複いたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

国では与野党6党で、18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案を提出し、今国会で成立は確実な情勢であり、来年夏の参議院議員選挙から適用される見込みであります。若者の選挙離れが取り沙汰されている昨今、18歳まで引き下げることによって投票率低下の心配もあります。さきの衆議院議員選挙では、青森県は全国最低の46.83%であ

り、最高は島根県の59.24%です。全国平均は52.66%であります。

投票率の低下は、青森県だけではなく全国的な傾向であります。青森県選挙管理委員会では、有権者の皆様に投票率の向上のための施策を進めているようです。当むつ市選挙管理委員会も県選挙管理委員会と協力し、本年2月9日、大平小学校にて選挙出前講座、そして本物の投票箱を使用し模擬投票が行われ、児童にも選挙の大切さと啓発に努めたようです。ぜひ有権者の皆様に対し、大切な1票の権利を放棄することのないよう選挙管理委員会として従来型にとらわれず投票率向上のためにいろいろなアイデアを考えていくべきであります。

そこで、3件について質問をいたします。

投票率向上についての何か施策を考えているのか。

2つ目として、明るい選挙推進協議会の活動はどのようになっているのか。

3点目として、商業施設などに期日前投票所設置など環境改善を考えているのか。

以上、3点をお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 白井議員のご質問にお答えいたします。

まず、市税についてのご質問の1点目、市税の納付についてお答えいたします。当市における市税の納付方法は、金融機関や各庁舎での窓口納付、納税組合に加入しての納付、口座振替のほか、軽自動車税についてはコンビニエンスストアでの納付が可能となっております。議員ご提案のクレジット収納についてですが、クレジット収納に係る手数料は、現在市が負担している口座振替やコン

ビニエンスストアでの収納に係る手数料と納付方法を比較しますと、高い金額設定となっております。市といたしましては、納付方法を拡充することは税込確保はもとより住民サービスの向上を図るうえでも重要なことであると認識しておりますが、費用負担やその効果等について、まずは先行して実施している自治体の事例を見ながら検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、都市計画税についてお答えいたします。都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の実施により、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大することが認められるという受益関係に着目して、土地及び家屋の所有者に対し課税される市町村税で、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税であり、税率は0.3%までと制限されております。

当市における都市計画税は、課税区域を都市計画区域内における住居表示地区に限定しております。これまで中心市街地における生活環境や都市機能の充実のため街路整備や公園整備、下水道整備事業などの貴重な財源として活用してきており、目的税としての役割は非常に大きいものがあると考えております。その意味で、都市計画区域の中において、街路、公園、下水道など都市機能が集中している地区として、住居表示区域に限定し都市計画税を課税していることについては、基本的には適切であると考えております。

一方で、都市計画税は、地方税法や都市計画法等に基づき市町村が条例により課税することができる税金ではありますが、全ての市町村が課税しているわけではなく、その地域における都市計画事業等の実情に応じ都市計画税を課すか否か、課税対象地域の指定や税水準をどの程度にするのかなどを市町村の自主判断に委ねられていることか

ら、これまでも受益と負担の関係が明確ではない、あるいは課税の公平性に欠けるなどの批判やご意見が当市のみならず全国的にもあると認識しております。

これらを受けまして、これまで関係部署による検討委員会を設置し、都市計画事業における課税対象区域の整合性、受益と負担の公平性、財政需要などを含めた都市計画税のあり方などについて検討を進めてきております。

当市の現状を見ますと、まだまだインフラ整備がおくれており、今後も計画的に都市計画事業を進めていかなければならない状況にありますことは、私を初め市民の皆様の共通の認識であると考えております。そのためにも、財源の確保は重要な課題であり、平成27年度における都市計画税はおよそ1億5,000万円を見込んでおりますが、その全額を下水道事業と街路整備事業に充てることとしておりますものの、翌年度から横迎町中央2号線整備事業も本格的に始まりますことから、都市計画事業における財源としては決して十分ではない状況にあることをご理解いただきたいと存じます。

今後におきましても、都市計画事業と課税対象区域の整合性並びに財源対策等を総合的に勘案し、慎重な検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人口減少と将来のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、町の再生のための設計図とむつ市独自の交流定住策についてであります。人口減少社会に対応していくためには、コンパクトシティによるまちづくりに取り組んでいくことがこれまで以上に重要な施策であると考えております。

そこで、コンパクトなまちのコアをむつ市内に数力所づくり、それらをネットワークで結び、人、物、情報の交流を促進し、にぎわいと元気を取り

戻すためのまちづくりを行っていくというのが今考えている大まかな設計図であると考えております。このような取り組みにより、ただちに交流移住に結びつくというわけではありませんが、まずは地域住民にとって住みよいまち、便利なまちにしていく手法が大事であると考えております。

さらに、定住化を進めるうえで人口動向、将来推計人口、人口の変化が将来に与える影響を分析し、人口に関する将来像を示した人口ビジョンを基本にむつ市版総合戦略を策定することになりますが、これについてはむつ市まち・ひと・しごと創生本部で平成27年度中に策定することとして取り組みを進めてまいります。

次に、地域のコミュニティ再生について、学校の空き教室を満杯にするような規模の人口をふやすまちづくりを進めてはどうかのご質問であります。現在のむつ市内の小・中学校の教室の利活用状況についてですが、具体的な教室数については担当部長から答弁させますが、使われていない教室はないという状況にあります。したがって、空き教室はゼロという状況にあります。

一方で、子供を含めた若い世代がふえることは、そのまちににぎわいが生まれ、そのまちの活力の源泉になるものであり、また学校は教育のためだけの施設であるだけでなく、防災、保育、文化や伝統の継承などを通じた地域交流の場などとして多くの機能をあわせ持っており、地域が自立して活動していく拠点、地域コミュニティのシンボルでもあると認識しております。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、人口減少を克服するため、若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚をし、妊娠、出産、子育てができるような社会経済環境を実現することも基本的な考え方とされていることから、当市の戦略策定においても、この考え方を基本として、人口減少や地域経済縮小を克服し、この地域の創

生に向けしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

投票率向上についてのご質問は、選挙管理委員会からの答弁となります。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長  
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 白井議員の投票率向上についてのご質問にお答えいたします。

質問の1点目、投票率向上の施策についてと、3点目の期日前投票所の設置については関連がありますので、一括で答弁させていただきます。

なお、今定例会の一般質問2日目の菊池議員からも同様のご質問を受けてお答えしており、一部重複する部分がありますことをご理解賜りたいと存じます。

議員ご指摘のとおり、本県における各選挙での投票率の低迷については、5回にわたる特集での新聞報道は記憶に新しいところであり、全国最下位という認識を新たにしたところでございます。

まず、投票率向上に向けた一番の課題は国民の一人一人が選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策を正確に見る目を備え、全有権者が大切な1票を無駄にしないで投票していただくことが理想と思っておりますが、現実には難しいものがあります。

したがって、選挙管理委員会としましては、一人でも多くの有権者の方々に投票行動をしていただき、多くの国民が政治に参画することで国民の意思が反映された民主政治が作り上げられるものと思っておりますし、ひいては投票率向上も図られるものと考えておりますので、棄権することのないよう、これまで以上に啓発活動を通じた投票呼びかけを図ってまいりたいと考えております。

また、青森県選挙管理委員会では、これらの背景を契機として、危機感を持ってどのような施策ができるのか検討しているようございまして、去る2月26日、青森市で開催した青森県議会議員一般選挙における選挙管理委員長並びに事務局の担当者説明会の席上、県選挙管理委員長から出前講座などの選挙啓発に関する取り組みや明るい選挙推進協議会の活動活性化、また、大型商業施設などへの期日前投票所の設置など投票率向上に向けた取り組みへの要請がなされたところであります。

この中では、特に期日前投票に関しては市町村選挙管理委員会とともに現地施設の訪問などを行い、具体的な実務的課題の検討に当たり、情報提供や助言を行っていくとのことであります。

なお、期日前投票所設置につきましては、地域活性化を目指す若年層グループからも施設の要請がなされておりますが、当選挙管理委員会といたしましては、県選挙管理委員会の動向を見定めながら、場所の選定や二重投票の防止などセキュリティの問題などなどクリアしなければならない問題もありますので、一つ一つ整理し、実現に向けた研究をしていくことが投票率向上の一つの施策になるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目の明るい選挙推進協議会について、活動はどのようになっているかのご質問にお答えいたします。まず、むつ市明るい選挙推進協議会は、民主政治の健全な発展に寄与するため、明るい選挙推進運動に当たり選挙人の協力を結集し、もって明るい選挙の実現を図ることを目的に明るい選挙推進に関する調査研究及び企画や、明るい選挙推進に関する啓発、宣伝などの事業を行うため、むつ市連合婦人会、むつ青年会議所やむつ商工会議所など各種団体からの推薦をいただき、現在会員55名をもってボランティアとして組織され活動

していただいているところであります。

これまでの主な活動といたしましては、市や県が主催する各種の出前講座や研修会への参加、昨年は突然でありましたが、むつ市長選挙と衆議院議員総選挙時における臨時啓発活動として市内スーパー7店舗の店頭においてメッセージ入りの付箋紙やポケットティッシュの配布とともに、投票の呼びかけなど街頭活動や期日前投票所における投票立会人としてご協力いただいております。

また、学校教育と連携した啓発活動として、明るい選挙啓発ポスターコンクールへの参加を市内小・中学校へ依頼するなどのほか、議員が壇上でご紹介のように、2月9日には大平小学校6学年3クラスで選挙出前講座による模擬投票の実施、さらには1月11日開催のむつ市成人式に合わせ、初めての試みとして成人式模擬選挙を実施するなど各種の啓発活動を行っているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市長答弁に補足させていただきます。

むつ市内の小学校、中学校の教室数については、教育委員会のほうから確認しておりますが、小学校13校では部屋数205室のうち普通教室が119室、特別支援教室が30室、さらに理解や習熟の程度などに応じて学習を進める習熟度別学習室等が56室となっております。また、中学校9校では部屋数107室のうち普通教室が59室、特別支援教室が18室、習熟度別学習室等が30室となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） 再質問をいたしたいと思えます。前後が変わるかもと思いますが、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

まず最初に、選挙管理委員会のほうからお聞きしたいのですが、先ほど答弁あったとおり、東奥

日報のほうで5回ですか、6回にわたってこの件をいろいろ報道されておりました。私もそれを見まして、大変心配になったわけでございます。それで、今回の質問になったわけでございますので、ご理解を願いたいと思います。

まず、先般県のほうでは、高等学校のほうは県のほうでいろいろ手だてをすることということで、小・中学校のほうは各自治体の選挙管理委員会をお願いしたいという旨をたしか見たわけなのですが、それでもって当然それは県と協力し合っているとありますが、それを拡大する考えはないのか。というのは、先ほど私が申し上げたとおり、18歳まで引き下がるわけです。ということは、小学校からでなく幼稚園の高学年、大きいほうからでもちょっと選挙に対して一つの場を与えるということを考えているのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） お答えいたします。

県選挙管理委員会では、各学校と連携を図りながら、教育の枠組みの中で将来の有権者である児童・生徒に対して、選挙の重要性を学習し、政治や選挙の関心を高めていただくということが趣旨でございます。当委員会では、県の選挙管理委員会と同様の趣旨で行いますが、幼稚園並びに保育所の年長者までということにつきましては、まずはこれから学校の中を先に行っていくわけですが、今後県と他市の動向を見きわめながら、県と相談しながら、今後のことについてということで研究してまいりたいと思います。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） わかりました。一回にやれといっても、到底私も無理だと思っています。というのは、やはりこういうのは継続的に子供の時代から、選挙は大切なのだよということを植えつけ



るのが大切だと私は思っていますので、ぜひ私が今話したことを今後参考にして、何とか学校のほう、幼稚園、保育園のほうまで拡大するようお願い申し上げます。

それから、市町村の明るい選挙推進協議会の件でございしますが、先ほどの答弁ではボランティアの方がやっているということでございしますので、ボランティアということは恐らく無料で協力しているということだと思っています。

ただ、ちょっとこれも新聞に書いていただけなのですが、基本的にこの明るい選挙推進協議会の活動の顔が見えないということも書いていましたので、今後その辺のことをどのように考えていますでしょうか。

- 議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。
- 選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 先ほど壇上でも申し上げましたように、明るい選挙推進協議会はあくまでもボランティアでございします。選挙管理委員会とタイアップして、お願いをして、いわゆる明るい選挙推進協議会の中には各種の出前講座の研修への参加や選挙時の臨時啓発など、選挙時においてスーパー前の呼びかけとか、ティッシュペーパーなどを配布しながら、投票をお願いしますと個々にお問い合わせしているわけで、これもあくまでもボランティアでやっているわけで、そしてその他の活動としては、先ほど壇上で申し上げましたように、明るい選挙推進協議会の活動については目的が明示されております。そして、活動そのものがかなり地味な活動でございします。明るい選挙推進のために協力して特にやっているのは、期日前の立会人とか選挙時における立会人とか、そもそも活動そのものは目立つような存在でないわけで、それで今までの当選挙管理委員会としても、今後ともボランティア活動としていただいて、選挙における啓発活動にご協力を願うとともに、明るい選挙推進協議会の活動については

各会員に改めて選挙管理委員会としてはあらわしております。あくまでも明るい選挙推進協議会の活動がなければ、街頭とかそういうのはなかなか難しいわけで、そのボランティアを今後ともお願いしたいと、そのように思っております。

以上です。

- 議長（山本留義） 25番。
- 25番（白井二郎） わかりました。私はボランティアでやっている方に対して、やっぱり敬意を表しているわけでございしますので、なるべくそういう記事にならないように、いろいろ今後努めてもらいたいと思っています。

そこでなのですが、青森県の六戸町では、町議会選挙を電子投票で今回行う予定で何か3回目なそうです。それで、六戸町の吉田町長さんですが、ちょっとコメントしているのですが、タッチパネルを使って電子投票を実施しているということでございします。メリット、デメリットというのは当然あるわけなのですが、メリットといたしましては、開票の時間が大変短縮されるということ、そしてまた無効投票がないということが利点であると述べていました。いろいろ機械の操作ですので、年いった方に合うか合わないか、またその辺も今後検討することになると思いますが、やはりむつ市の選挙をやっても開票が大分、範囲が広いせいもありまして、開票の終了が11時、12時になるわけでございしますので、その辺も踏まえまして、この電子投票の実施などをどのように考えていますでしょうか。

- 議長（山本留義） 選挙管理委員会事務局長。
- 選挙管理委員会事務局長（舘 健二） 電子投票実施の考えについてお答えいたします。

電子投票のメリットにつきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、開票時間の短縮や無効票が出ないなど挙げられ、平成13年に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式

投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律が制定され、翌2月1日から施行となっており、これまで全国では10の市町村で実施したようであり、既に4自治体が撤退したとの記事もあります。メリットの反面、不在者投票制度を利用した投票や、県並びに国政選挙での実施例は見られず、今まで同様自書式での投票が主となっております。

総務省の発表データでは、電子投票のみの開票時間は、各市町村の有権者数にもよると考えますが、おおむね20分から30分、不在者投票を含めると1時間から2時間程度の開票となっております。

導入するとなりますと、新たな電子媒体、タッチパネルの購入経費など、設備投資が必要となるほか、現在市町村の議会の議員及び長の選挙に限られることとなりますことから、現段階での導入は慎重に対応しなければならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） この電子投票なのですが、やはりいろいろな問題は私もあると思っています。でも経費の問題も当然あるわけでございますが、やっぱり対応をすぐでなくても、これは今の時代にそぐった投票の形だとも私は感じております。ぜひ今後とも選挙管理委員会におかれましては、大分職員の人数も少ない中でいろいろ対応しているようでございますが、今後ともこの件も含めて、検討するのではなく、前向きに進めてもらいたいと思っています。

続きましては、市税のほうの再質問をいたしたいと思っております。市長のほうから答弁がありました。現在コンビニでは軽自動車税しか納付できないのですが、それを拡大する考えがありますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） この収納に関してのやり方、これ拡充する考えはないかということでもありますけれども、やはりこれは私、適切にそういうニーズがあるのかどうかということ把握をするのが先決だというふうに思っています。例えば白井議員は、ことし1年間でクレジットで、インターネットでお買い物を何回されたでしょうか。いや、質問ではなくて、この場で。1回かされましたか。

（「しました、何回もあります」

の声あり）

○市長（宮下宗一郎） そういう方が市内に多いというような形が我々も把握できれば、これはクレジット収納というか、納税に関して幅を広げていくということは考える必要があるということだと思っておりますけれども、そういった市内の状況というものは今の時点では把握しておりませんので、なかなか今すぐに踏み込むということは現時点では考えておりません。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） 何か私の質問が悪かったのか、私は今クレジットでなく、コンビニのほうを聞いているわけです。コンビニは、今軽自動車税しか納付できないわけです。それを市民税とか都市計画税とかというのに拡大する気があるのかということ聞いているわけです。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 失礼しました。現時点ではありません。

○25番（白井二郎） ありませんということは、今後検討する課題……

○議長（山本留義） 白井二郎議員、指名してから発言してください。25番。

○25番（白井二郎） 検討する気はあるのですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そういったニーズがあるかどうか、しっかりそ

のニーズを把握して、必要なことであるというふうな形がわかれば検討するという段階になると思います。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） 先ほど市長は、クレジットカードのほうを言っていますが、納付についてですが、当然経費はかかるわけです。志木市では、初年度は無料でした。でも好評なものですから、物すごく件数がふえたわけです。先ほど申し上げたとおり、大分件数があるわけです。それでもって来年度から手数料を段階的に金額によって設定したのを徴するということになります。田舎と都会とは全然考え方は違うと思いますが、やはり便利さです、こういうのは。経費がかかるから、これはできないとか、やっぱり納税する方の利便性を私は一番先に考えるべきだと思いますが、その辺のところをどのように考えておりますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

納税する方の利便性を向上させるということに関しては、私も同意見でございます。さらに言えば、これからこの対策をして最も収納していただきたいのは、まさに今税金を払われていない方ということだと思います。この税金を払っていただいていない方がクレジット収納なりコンビニ収納なりにしてやってくれるかということの因果関係が、やはりなかなか難しいのではないかとこのように考えておりますので、こういった形での、何を求めているクレジット収納あるいはコンビニ収納かということを考えてうえて、研究したうえて導入に向けての検討が進められていくものだというふうに考えています。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） くしくも市長が滞納者の件を話しましたが、これから質問しようとしたわけな

のですが、今年度の滞納件数と滞納金額を、できましたら、わかっておりましたらお知らせ願いたいのですが。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 申しわけございませんけれども、今手持ちに資料ございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） 済みません、先ほどもありましたけれども、理事者側とヒアリングしていただければ、そういう話になるのですけれども、そういう中で発言を、質疑をしてください。よろしくお願ひします。25番。

○25番（白井二郎） ただいま議長よりヒアリングの件言われたのですが、税ですから、税の納付ですから、私は至って当たり前だと。

（不規則発言あり）

○25番（白井二郎） うん、当たり前だと思っています。

○議長（山本留義） 静粛に。

○25番（白井二郎） 私は当たり前だと思っています、税の納付で聞いているわけですから。なければそれでいいのです、私は。正直言って、ヒアリングのときに言わなかった私が悪いのでしょうか。本当にちょっとがっかりしました。

そこでなのですが、滞納している方に対してどのような働きかけというか、対応とか、その辺はわかりますか、どのようにしているか。

○議長（山本留義） 税務課長。

○財務部副理事税務課長（赤坂吉千代） お答えいたします。

滞納者に対する対策についてでありますけれども、まず滞納しますと、それまでに督促とか納付の催促を促すわけなのですけれども、それにも応じないという場合は財産調査で給与なり預金とか調査をして差し押さえするという手続を踏んでいきます。ただ、一概にそれやっているわけではなく

て、あくまでも滞納に至った理由などを聞き取ったうえで、それらに応じない悪質と見られる方についてのみ差し押さえという形で対策を講じております。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） それは十分私も認識しております。当然電話なり、職員が伺うか伺わないかちょっと定かでない。最終的には当然そのような形になるわけで。ただ、私は最後のほうでお話したいのは、先ほど志木市のクレジットカードの納付の件も話しましたが、志木市では民間の会社の専門オペレーターを活用して、市税等納付のコールセンターを利用しているわけなのですが、そのような形で考えていますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほども申し上げましたとおり、クレジット収納の検討というのは、やはりそういったことのニーズが高いかどうかということとを把握したうえでやるということですので、現時点でそのような検討はしておりません。

（「コールセンター、民間会社の」  
の声あり）

○市長（宮下宗一郎） ですから、そういったことも今検討はしておりません。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） わかりました。

それでは、都市計画税について再質問をいたします。冒頭私壇上からもお話ししましたが、前市長の宮下順一郎様にもこの件でお聞きいたしました。

私はなぜこれにこだわっているかといえば、やはり理不尽であるというのが1点であります。税は市民平等にかけるものが普通だと私は思っています。私はです、皆さんはどうかわかりませんが、ですから、やはりいろんな面で今後議論しなければならない問題だと私は基本的に思っ

ています。

法的には何ら問題がないのは十分私も認識しております。ただ、「町」がつく市民に対して、50年近くも課税しております。その辺をどのように考えていますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げたとおり、これなかなか都市計画税は目的税といいながらも、受益と負担の関係が1対1で合致しないということなのだというふうには理解しているものの、この都市計画区域内の住居表示区域というのは、これはまちの中でも集中的に都市整備というか、インフラ整備が行われているエリアでありまして、そういう意味では今後も先ほどご紹介したとおり、横迎町中央2号線道路整備等行われるエリアでありますので、そういった方々からご負担をいただくということだと私は認識しております。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） 今下北文化会館から、本来であればこれ大平のほうまで延びる予定を中央でとどめたわけなのですが、ただこの道路、都市計画道路であっても、最終的には皆さんが利用する道路なのですよね、はっきり言って。そしてまた、先ほど市長が壇上で話ししていましたが、昨年度1億五、六千万円の都市計画税を収納、皆さんが、この方たちが納めているわけです。下水道のほうに恐らく大部分回っていると思っています。何回か私質疑をしたことがあるのですが、多分憶測ですので、数字述べれば、間違っていればあれなので言いませんけれども、恐らく半分以上行っているのではないかと。

というのは、都市計画であっても、基本的にこの都市計画税を賦課したときには下水道というのはやっていないわけです、基本的に。そして、都市計画を進めてきたと。そして、途中から下水道

計画を、ああこれも都市計画になるのだということで、恐らくそれをもって都市計画、下水道のほうに回っている可能性もあるわけです。私が住んでいる横迎町、歩道ありません。道路の側溝が学校に行く歩道です。そういう都市計画を進めていくのであれば、税を幾らでも、私は市民も理解してくれると思っています。

また、冒頭壇上で話したとおり、合併から10年たちました。当然都市計画があるのはむつ地区と大畑地区です。川内、脇野沢地区は都市計画がありません。でも今後の10年先、20年先を考えるにおいても、なくても都市計画は当然必要だと私は認識しているわけです。そういうことを考えるにおいて、この都市計画税そのものを基本的に考えると、それが肝要だと私は思っていますので、その辺を含んでご答弁をよろしくお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

質問の前段で道路をつくっても、それはみんなが使うものではないかというようなことでありましたけれども、それは当然そのとおりであります。ただ、利用頻度が高いのは、やはりその周辺に住む方々だということでも考えられますし、その他のインフラ、公園にしても、そういったことが私は言えるのではないかというふうに考えています。したがって、都市計画税そのものの正当性というものは、いまだなおこの住居表示区域内においてやるということは正当性はあるものというふうに認識しておりますが、ただこれまでの議論の中でも白井議員がおっしゃっていただいたような問題意識をお持ちの方は多いですし、市内にはそう思っている方も多いうことでありますので、今後時間をかけて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 25番。

○25番（白井二郎） 時間ですので、本当はもっと

違うほうにおいて、まちづくりなどお話ししたかったのですが、ぜひ最後に一言だけ言わせていただきます。

岩手県の遠野市の件なのですが、市民、行政が一体となってやっているわけなのです。やはり一人でも多く移住、交流を進めなければならないと。そのためには魅力あるまちづくりといいですか。やっぱり向こうのほうは、都会でもどこからでも、むつ市にやっぱり住みたいのだ、暮らしたいのだと、生活したいのだという環境をぜひ市長は、私は今67歳、今度68歳になりますが、市長はまだ三十五、六で、私の倍生きると思っていますので、市長にこのむつ市のまちづくりをかけたいと思いますので、最後に一言だけ、この……

○議長（山本留義） だめだめ。

○25番（白井二郎） だめですか。では、この辺で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、白井二郎議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時22分 散会